

議第1号

令和5年度県立高等学校の入学者選抜における「県外募集実施校に係る入学者の選抜」について

令和5年度県立高等学校の入学者選抜における「県外募集実施校に係る入学者の選抜」の実施校・募集分野は別紙のとおりとする。

令和4年5月23日提出

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

八 高等学校の入学者選抜の一般方針に関すること。